

コーポレートガバナンスと内部統制

THKでは、コーポレートガバナンスの充実に向けた取り組みを強化していくとともに、コンプライアンスやリスクマネジメントなどを含めた内部統制システムの充実にも努め、長期安定的に株主利益の最大化を図れる企業となることを目指しています。

コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方

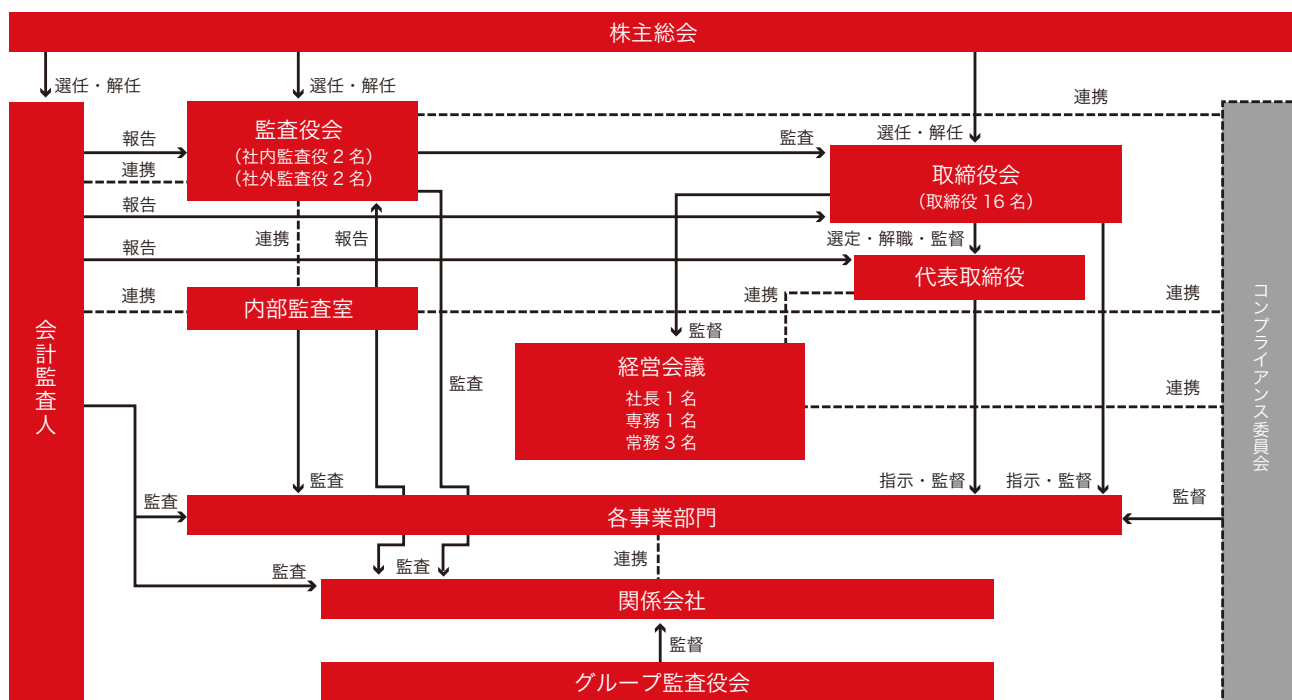
THKのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、株主利益の最大化の観点から、株主に対し経営の透明性を高めるとともに、適切かつ効率的な経営を目指すことです。経営組織としましては、取締役会と監査役会を基本としつつ、戦略的かつ、取締役会における迅速で適切な意思決定を行うため経営会議を設置しています。経営会議は、取締役会での議論に必要な情報を担当セクションから収集し、必要に応じて弁護士や公認会計士等の第三者の立場から意見を聴取した上で議論を行い、情報と論点の整理を行っています。取締役会ではこれをもとにさらに議論を重ね、会社としての最終的な経営意思決定を行っています。監査役4名（うち社外監査役2名）で構成する監査役会では機能強化による監督機能の充実にも努めています。

コーポレートガバナンスに関する施策の実施状況

THKでは、他社との厳しい競争や顧客のニーズの高度化が進む経営環境下において顧客の視点に立った製品・サービスを開発・提供していくためには、生産、販売、開発等の使用人を兼務する取締役が互いに連携して業務を遂行することが重要であり、こうした取締役が経営の重要事項の決定に関与すべきと考えています。そのため現時点では、社外取締役は選任していませんが、経営に対する責任を明確にするために取締役の任期を1年としています。

また、経営監督機能と業務執行機能を分離させるため、役付取締役は担当業務を有さないものとし、監督機能の独立性を確保しています。加えて、使用人を兼務している取締役による相互監視と社外監査役を含む監査役による経営の監査を行うこととしています。

監査役は会計監査人と連携し、随時会計監査人から監査の経過、内容につき報告を受けており、監査の実施状況、結果につ



き把握するようにしています。また、内部監査室を設置し、内部監査規程に基づいて、業務執行の忠実性、確実性、合理性、さらには経営効率性を評価すべく、内部監査を恒常的に実施しています。監査役は監査業務に必要な事項を内部監査室所属の職員に指示するとともに、内部監査室と連携して監査手続きを遂行しています。また、当社を含めた国内の全グループ会社の監査役は、定例の連絡会を開催し、監査慣行についての情報を交換しています。

積極的な企業情報開示

THKでは、以前から全てのステークホルダーの方々とのコミュニケーションの充実を極めて重要なものと位置づけ、積極的な情報開示、適正かつ公平な情報開示に努めています。

株主総会の運営にあたっては、6月下旬の株主総会集中時期を避け、比較的出席しやすいと思われる6月中旬の土曜日に開催しています。

内部統制システムの構築・強化

THKは法令を遵守し、経営基盤を磐石とするために内部統制の強化を図っています。2008年に内部統制に関する社内規程である「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、「金融商品取引法」に基づく財務報告の信頼性を確保する体制整備を、子会社・関連会社を含むグループ全体で継続して進めています。内部統制の運用状況の評価につきましては、内部監査室に設置した内部統制監査課において行うとともに、リスク管理室に設置した内部統制課を事務局として毎年評価に基づいた運用の改善を行っています。2010年度に実施した社内での評価においては「重要な欠陥」に該当する事項は認められませんでした。最終的な評価の結果は、2011年6月に「内部統制報告書」にて内閣総理大臣（関東財務局）に提出し、開示しています。

コンプライアンス体制の推進

2005年から、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を常設しています。ここではコンプライアンスに関わる方針や規程・規則、教育・啓発プログラムの審議や承認を行うとともに、従業員の法令・社内規程違反や内部通報事案への対応を検討しています。各種事案への対応は委員会のオブザーバーである顧問弁護士との連携をとり、適法・適正な対応を行っています。

また、委員会の下部組織として、各業務部門の単位で「コンプライアンス部会」を設置し、事業所・エリアごとに部会メンバーを選任し、コンプライアンス体制の推進を図るとともに、相談窓口の機能を果たしています。

なお、役員及び従業員のコンプライアンス違反を未然に防止し、万一違反が発生した場合に早期に適切な措置を施すことを目的として社内通報制度「THKヘルプライン」を設置しています。通報は電話やメールで行うことができ、外部窓口として顧問弁護士への連絡も可能となっています。2010年度は、ヘルプラインにおいて7件を受け付け、いずれも関係部署と連携のうえ対応しており、適宜コンプライアンス委員会で報告しています。

リスクマネジメントの徹底

リスクを全社的に管轄し対応するため、リスク管理室を設置しています。ここではコンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ、輸出管理、新型インフルエンザ等に係わるリスクについて、それぞれの担当部署で規則・ガイドラインを制定し、教育・研修などを通じて対策を講じています。